

熊本県公報

号外 第18号の5
平成17年3月31日(木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則……………(人事課) 4
- 熊本県立大学学則の一部を改正する規則……………(私学文書課) 5
- 熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則……………(") 5
- 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則(") 5
- 知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則(") 16
- 熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則……………(管財課) 27
- 熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(身体障害福祉課) 27
- 熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則……………(薬務課) 27
- 熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………(生活衛生課) 28
- 熊本県温泉法施行細則の一部を改正する規則……………(") 28
- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(") 30
- 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境保全課) 34
- 熊本県フロン類回収業者等の登録等に関する規則の一部を改正する規則……………(") 35
- 熊本県食の安全安心推進条例施行規則……………(食の安全・消費生活課) 35
- 熊本県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則……………(経営技術課) 38
- 熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則の一部を改正する規則(農産課) 38
- 熊本県会計規則の一部を改正する規則……………(会計課) 39
- 熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則……………(管理調達課) 39

訓 令

- 熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令……………(職員課) 39
- 熊本県職員单身寮管理規程の一部を改正する訓令……………(") 40
- 熊本県農業(生活)改良普及員服務心得を廃止する訓令……………(経営技術課) 40

本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

1 次世代育成支援対策推進法施行令第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定することとした。

熊本県知事	熊本県知事が任命する職員
熊本県議会議長	熊本県議会議長が任命する職員
熊本県選挙管理委員会	熊本県選挙管理委員会が任命する職員
熊本県代表監査委員	熊本県代表監査委員が任命する職員
熊本県人事委員会	熊本県人事委員会が任命する職員
熊本県各海区漁業調整委員会	熊本県各海区漁業調整委員会が任命する職員
熊本県公営企業管理者	熊本県公営企業管理者が任命する職員

2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県立大学学則の一部を改正する規則

1 平成17年4月1日から、栄養教諭に係る教職課程を設置するため、必要な規定の整備を行うこととした。

(1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)からの引用箇所を、栄養教諭の免許状の種類を規定している別表第2の2を加え、表中環境共生学部環境共生学科食・健康環境学専攻の学科及び専攻の欄の免許状の種類に「栄養教諭一種免許状」を加えることとした。(第46条関係)

2 この規則は、平成17年4月1日(3(2)において「施行日」という。)から施行することとした。

- 3 この規則の施行に関し次の経過措置を定めることとした。
- (1) 改正後の第46条第1項の規定は、平成16年4月1日（以下「適用日」という。）以後に入学した者に適用し、適用日前に在学する者については、なお従前の例によることとした。
 - (2) 施行日以後に、本学に再入学し、転入学し、又は編入学した者が、適用日以後に入学した者の年次に属するときは、改正後の第46条第1項の規定を適用し、適用日前に在学する者の年次に属するときは、なお従前の例によることとした。

◇熊本県立大学大学院学則の一部を改正する規則

- 1 平成17年4月1日に大学院環境共生学研究科環境共生学専攻の修士課程を、博士前期課程と博士後期課程に変更することに伴い、必要な規定の整備を行うこととした。
- (1) 環境共生学研究科環境共生学専攻の課程、収容定員及び入学定員は次のとおりとすることとした。（第6条関係）

課 程	収容定員	入学定員
博士前期課程	40人	20人
博士後期課程	9人	3人

- (2) 環境共生学研究科環境共生学専攻博士後期課程の修了要件は、16単位以上とすることとした。（第31条第2項関係）
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
- 3 この規則の施行に関し次の経過措置を定めることとした。
- (1) 平成17年度及び平成18年度における環境共生学研究科環境共生学専攻の課程及び収容定員は、改正後の第6条の規定にかかわらず、次の表のとおりとすることとした。ただし、環境共生学研究科の修士課程は、この規則の施行の日に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

課 程	収 容 定 員	
	平成17年度	平成18年度
博士前期課程	20人	40人
博士後期課程	3人	6人
修士課程	20人	0人

- (2) 環境共生学研究科の修士課程を修了し、引き続き環境共生学研究科の博士後期課程に進むことは、第16条の2に規定する進学とみなすこととした。

◇知事が取り扱う個人情報情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 利用停止請求権を新設したことに伴い、様式の追加等、関係規定の整備を行うこととした。（第4条、第5条、第13条の4から第13条の6まで及び別記第13号の4から第13号の8様式まで関係）
- 2 事案移送の規定を新設したことに伴い、様式の追加を行うこととした。（第7条の2、第13条の2、別記第8号の2様式及び別記第13号の2様式関係）
- 3 行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）の施行に伴い、規定の整備を行うこととした。（別記第3号、第4号、第8号、第11号、第12号、第13号の6、第13号の7、第20号及び第21号様式関係）。
- 4 その他、所要の規定整備を行うこととした。
- 5 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 部分開示決定通知書等に取消訴訟に関する教示規定を加えることとした。（別記第3号様式から別記第4号の3様式まで及び別記第11号様式関係）
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

- 1 平成17年度の組織改正に伴い、人権同和対策課人権センターが人権同和対策課から独立するため、課に関する表記を改める必要があることとした。（第2条第1号関係）
- 2 熊本県職員等の旅費に関する条例の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要があることとした。（第8条第1号関係）
- 3 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 法の施行に伴い、必要な様式の整理を行うこととした。
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。